

## 成年年齢の引き下げに伴う 同意書の対象年齢引き下げについて

令和4年4月1日より施行された改正民法にて、成年年齢が20歳から18歳へと変更されました。

これに伴い、当院でも「18歳以上は保護者の同意を不要」といたします。

なお、診療内容によっては、説明の際にご家族の同席や同意を必要とする場合がございます。

病院長